

はしご自動車連携・協力実施計画 (案)

令和 8 年〇月

八幡浜地区施設事務組合消防本部

大洲地区広域消防事務組合消防本部

目 次

1	連携・協力実施計画策定の目的	1
2	連携・協力の円滑な実施を確保するための基本方針	1
(1)	両消防本部における消防の現況及び将来予測並びに課題	1
(2)	連携・協力実施後の消防についての基本的な方針	4
(3)	連携・協力実施の検討体制	4
(4)	実施スケジュール	5
3	連携・協力を行う消防事務の内容及び方法	6
(1)	連携・協力を行う消防事務の内容	6
(2)	連携・協力を行う地域	6
(3)	連携・協力を行う方法	6
(4)	連携・協用に要する人員の配置	6
(5)	連携・協用に伴うはしご自動車、施設等の整備計画	6
(6)	連携・協用に係る費用の見通しと分担方法	7
4	連携・協力を行う消防事務とそれ以外の消防事務の 連携の確保に関する事項	9
5	その他	9

1 連携・協力実施計画策定の目的

消防本部を取り巻く環境は、近年著しく変化しており、次の2点について特に課題を抱えている。

- ① 全国的に人口減少と少子高齢化が進行しており、特に南予地方は人口減少が最も顕著な地域であり、人的・財政的な資源に限られる中で、消防需要の変化や消防力の確保が課題となっている。
- ② 近年の災害は、激甚化・広域化の傾向にあり、ひとたび大規模災害が発生した場合、単独の消防本部では対応が困難な状況も想定され、近い将来発生が危惧されている南海トラフ巨大地震への対応も含め、現実的な応援・受援体制の構築が求められている。

上記のような状況下において、隣接する八幡浜地区と大洲地区が消防事務の一部を相互に連携・協力し、限られた資源を有効活用して補完し合うことで、広域的な災害対応体制を確立し、消防力の一層の強化を図ることを目的として本計画を策定する。

2 連携・協力の円滑な実施を確保するための基本方針

(1) 両消防本部における消防の現況及び将来予測並びに課題

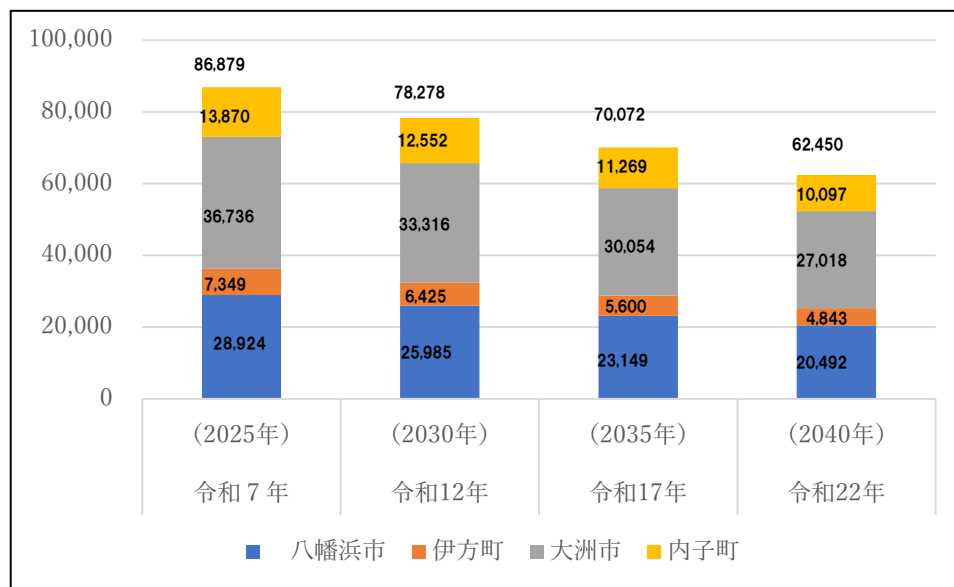
ア 消防の現況及び将来予測

(イ) 人口推計

管轄の面積及び人口等（令和8年3月31日現在）

	面積（k㎡）	人口（人）	世帯数（世帯）
八幡浜地区消防	226.63	36,343	19,175
八幡浜市	132.65	28,961	15,055
伊方町	93.98	7,382	4,120
大洲地区消防	731.55	52,213	26,062
大洲市	432.12	37,931	19,231
内子町	299.43	14,282	6,831

将来予測人口（2025年から2040年まで）



（国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口〔令和5年推計〕）

(イ) 消防力の現況

【署所数、緊急車両の台数】

区 分		八幡浜地区消防本部	大洲地区消防本部
消 防 署 所 数		4	5
消 防 車 等	消 防 ポ ン プ 自 動 車	5	5
	は し ご 自 動 車	1	1
	化 学 自 動 車	2	1
	救 急 自 動 車	5	5
	救 助 工 作 車	1	1
	指 揮 車	1	1
	特 殊 車 両 等	17	9
	非常用消防自動車等	0	1
	非常用救急自動車	1	1

【消防吏数の推移】

区 分	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
八幡浜地区消防	104	107	106	106	105	104	103
大洲地区消防	104	108	106	110	112	110	109

【常備消防費決算額、基準財政需要額（消防費）の推移（単位：千円）】

区 分		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
八幡浜 地区消防	常備消防費決算額	1,038,512	982,020	924,706	922,452	918,609	969,348	-
	基準財政需要額 （消防費）	961,042	969,821	1,030,970	1,079,324	1,113,623	1,133,567	834,801
大 洲 地区消防	常備消防費決算額	1,265,115	959,212	959,456	997,466	1,112,372	1,115,707	-
	基準財政需要額 （消防費）	1,154,295	1,090,957	1,075,359	1,089,706	1,108,786	1,129,460	1,166,889

【災害件数の推移】

区 分			R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
災 害 件 数	火 災	八幡浜地区消防	19	9	13	17	18	15	18
		大洲地区消防	14	25	29	33	17	17	13
	救 急	八幡浜地区消防	2,245	2,009	2,119	2,338	2,314	2,357	2,257
		大洲地区消防	3,326	3,158	3,087	3,447	3,526	3,955	3,685
	救 助	八幡浜地区消防	19	14	4	4	4	26	22
		大洲地区消防	27	28	24	34	35	33	35

【中高層建物の状況】

区 分		棟数	うち架梯可
八幡浜地区消防	八幡浜市	122	90
	伊 方 町	29	28
大洲地区消防	大 洲 市	71	52
	内 子 町	10	10

※ 中高層建物とは高さ15メートルを超える建物をいう。

【はしご自動車の出動件数】

消防本部 \ 災害種別		火災	救助	警戒	その他	計
八幡浜地区消防	H23年3月23日～ R8年3月31日	1	1		7 ※	9
大洲地区消防	H15年1月23日～ R8年3月31日	3	1		2	6

※ 自動火災報知設備、非常警報設備の鳴動による出動含む。

イ 課題及び将来予測

人口減少社会の進展により、人的・財政的な資源に限られるなか、住民の生命・身体・財産を守る消防は、大規模火災や地震等の複雑多様化する災害に適切に対応していかなければならない。

また、災害等の発生が「0」にならない限り、住民は消防を必要としていることから、限りある人的・財政的な資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な消防体制を整備・確立していく必要がある。

このような状況の中、年間の災害出動回数が少なく、整備費用が高額な車両（はしご自動車・化学車・水槽車等）及び資機材等が財政上大きな負担となり、将来的に困難な状況に陥る可能性があることが課題である。

(2) 連携・協力実施後の消防についての基本的な方針

両消防本部が、持続可能な消防体制を整備・確立していくため、消防事務の一部を相互に且つ柔軟に連携・協力することで、保有する人的・財政的な資源を有効活用し、消防力を強化・維持するため、下記の4点を基本方針とする。

項 目	内 容
① 災害対応力の強化	共同運用を通じて、はしご自動車を必要とする災害への対応能力を向上させる。
② 経費の削減	共同運用により、車両の更新費用の抑制や維持管理費の効率化を図る。
③ 人材育成の充実	共同訓練や研修を通じて、両消防本部の職員の知識・技能の向上を図る。
④ 広域連携の推進	本共同運用を契機として、他の消防事務についても連携・協力を検討し、将来的には広域化も視野に入れた取組を進める。

(3) 連携・協力実施の検討体制

地方自治法第252条の2の規定に基づくはしご自動車の連携協約について、協議及び調整を行うため、両消防本部により「八幡浜大洲地区消防連携・協力検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会の庶務は、両消防本部が共同で行う。

委員会に、部会（総務部会及び警防部会）を置き、詳細な検討は部会で行う。

なお、連携・協力の実施後において、事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、定期的に連絡会議を開催する。

(4) 実施スケジュール

ア 令和7年度

- 6月 愛媛県担当部署への情報提供及び問合せ
(県消防防災安全課・南予地方局地域政策課市町支援係)
- 8月 消防連携・協力検討委員会設置要綱の策定
- 10月 第1回消防連携・協力検討委員会の開催
- 11月 第1回警防部会の開催
第1回総務部会の開催
第2回警防部会の開催
- 1月 第2回総務部会の開催
第2回消防連携・協力検討委員会の開催
- 2月 第3回消防連携・協力検討委員会の開催
- 3月 第4回消防連携・協力検討委員会の開催

イ 令和8年度

- 5月 第3回警防部会の開催
・はしご自動車の共同運用に関する要綱・要領（案）について協議
- 6月 第3回総務部会の開催
・はしご自動車の共同運用に係る経費の負担方法について協議
- 7月・8月 第5回消防連携・協力検討委員会の開催
・「はしご自動車連携・協力実施計画（案）」について協議
パブリックコメントの実施
「はしご自動車連携・協力実施計画」の策定
「はしご自動車連携・協力実施計画」を愛媛県知事に提出
- 8月・9月 両組合議会臨時会対応
・議案、資料作成
・両組合長等に説明
- 9月・10月 両組合議会臨時会へ議案提出
・両組合議会臨時会での議決
- 10月・11月 連携協約の締結について
・協議書の作成
・連携協約を締結、告示
・連携協約書を愛媛県知事へ提出

第4回警防部会の開催

- ・はしご自動車の共同運用に関する要綱・要領（案）について協議

第4回総務部会の開催

- ・はしご自動車の共同運用に係る経費の負担に関する協定書（案）について協議

- ・両組合管内の地水利、交通障害、中高層建物の状況調査

11月 第6回消防連携・協力検討委員会の開催

- ・はしご自動車の共同運用に関する要綱・要領（案）策定
- ・はしご自動車の共同運用に係る経費の負担に関する協定書（案）策定

両組合管内の地水利、交通障害、中高層建物の状況調査

12月 はしご自動車の共同運用に関する要綱・要領策定

はしご自動車の共同運用に係る経費の負担に関する協定

両組合管内の地水利、交通障害、中高層建物の状況調査

1月 両組合での運用訓練

2月 両組合での運用訓練

第7回消防連携・協力検討委員会の開催

総括及び次年度以降の協議事項確認

3月 両組合議会定例会で報告

ウ 令和9年度

4月 はしご自動車の共同運用開始

3 連携・協力を行う消防事務の内容及び方法

(1) 連携・協力を行う消防事務の内容

はしご自動車の共同運用に係る事務

(2) 連携・協力を行う地域

八幡浜市、大洲市、伊方町、内子町

(3) 連携・協力を行う方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の規定に基づく連携協約

(4) 連携・協用に要する人員の配置

はしご自動車の配置部署及び出動に要する人員に係る事務

(5) 連携・協用に伴うはしご自動車、施設等の整備計画

はしご自動車の共同運用に係る車両、施設等の整備計画に係る事務

(6) 連携・協力に係る費用の見通しと分担方法

はしご自動車の共同運用に係る維持管理費用については、共同運用開始後の維持管理等に係る費用と車両購入に係る整備費用を分けて次のとおりとする。

ア 維持管理費（経費）について

(ア) 維持管理費の分担方法について

維持管理費の50%を両組合で均等に負担し、残りの50%をそれぞれの組合の当該年度の基準財政需要額（構成市町の消防費に係る基準財政需要額の合計額。以下同じ。）に応じた割合を負担する。

上記の分担方法で算出した結果は、令和7年度ベースで、八幡浜地区45.85%大洲地区54.15%の負担割合となる。

負担割合の算定式は、下記のとおりである。

八幡浜地区	$\{ (A \div 2) \div 2 \} + A \div 2 \times \{ B \div (B + C) \}$
大洲地区	$\{ (A \div 2) \div 2 \} + A \div 2 \times \{ C \div (B + C) \}$

A：はしご自動車の維持管理費

B：八幡浜地区の該当年度の基準財政需要額

C：大洲地区の該当年度の基準財政需要額

(イ) 維持管理費の見通しについて

維持管理費については、オーバーホール費用、車両検査費用、法定点検費用とし、使用期限である6年間（令和14年度）に要する経費を試算する。

なお、試算における数値は、八幡浜地区消防本部のはしご自動車に係る数値を用いることとする。

維持管理費の見通しについては、下表のとおりとする。

項 目	費用（千円）
オーバーホール費用（R10年度）	50,299 （前回R5の予算額）
車両の検査費用 （R15.03.17まで有効）	380 （R6費用）×2回 【車検】R11.03・R13.03
車両の法定点検費用	33×3回 （年次点検） 17×18回 （3か月点検）
はしご自動車年次点検費用	400×5回
合 計	53,464

イ その他の経費について

ア以外の経費分担については、下表のとおりとする。

項 目	分担方法
車両及び機械器具の燃料費	はしご自動車を管理する組合消防（以下「管理組合消防」という。）が負担するものとする。 ただし、応援活動中に調達したものについては、はしご自動車の出動を要請する組合消防（以下「要請組合消防」という。）が負担するものとする。
車両及び機械器具の修理費	管理組合消防が負担するものとする。 ただし、経年劣化等により修理が必要となったものについては、整備費用の負担割合に応じて負担するものとする。 また、当該応援のために、特別に必要となった修理費については、管理組合消防に重大な過失があった場合を除き、要請組合消防が負担するものとする。
旅費、出動手当等の人件費	当該対象となる者が属する組合消防が負担するものとする。
賞じゅつ金	当該対象となる者が属する組合消防が負担するものとする。
公務災害補償に要する経費	当該対象となる者が属する組合消防が負担するものとする。
応援活動中に第三者に与えた損害賠償に要する経費	要請組合消防が負担するものとする。（管理組合消防に対して、当該損害を対象とした保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額とする。） ただし、管理組合消防の重大な過失等に基づく損害賠償に要する経費は、管理組合消防が負担とするものとする。
車両の移動中に第三者に与えた損害賠償に要する経費	管理組合消防が負担するものとする。
上記以外の経費	上記に定めのない経費の負担が生じたときは、双方協議の上、決定する。

ウ 整備費用について

共同運用開始後は、平成23年度に整備した八幡浜地区消防のはしご自動車を使用するものとする。

なお、令和14年度に更新するはしご自動車については、ア(ア)の負担割合にて整備する。

4 連携・協力を行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携の確保に関する事項

運用方法については、はしご自動車を1か月のローテーションで、それぞれの消防本部に配置し運用する。

出動体制については、両消防本部からの要請に基づき、はしご自動車配置消防本部から出動し、要請消防本部の指揮下に入る。

はしご自動車の共同整備の実施にあたって、両消防本部の連携を図るため消防訓練を定期的に行うほか、地水利、交通障害及び中高層建物の状況など、随時情報を共有する。

また、無線や出動指令などの運用に関して、連絡調整及び諸問題等の協議・検討を行うため、定期的に検討委員会を開催し、連携強化を図っていく。

5 その他

本計画は、必要に応じて見直しを図るものとする。